参考１－２

労災保険率等の改定について

（１）労災保険率の改定案

（２）特別加入保険料率の改定案

（３）労務費率の改定案

（１）労災保険率の改定（案）の概要

１．平均労災保険率

現　行

平均労災保険率　4.7／1,000　（全業種の平均）

（最低 2.5／1,000 ～ 最高 88／1,000）

改定案

平均労災保険率　4.5／1,000　（全業種の平均）

（最低 2.5／1,000 ～ 最高 88／1,000）

引上げ：３業種　据置き：31 業種　引下げ：20 業種

平成元年度以降の改定経過　（単位：1／1,000）

元年度	４年度	７年度	10 年度	13 年度	15 年度	18 年度	21 年度	24 年度	27 年度
10.8	11.2	9.9	9.4	8.5	7.4	7.0	5.4	4.8	4.7

２．費用負担

年間 １，３１１億円 の負担が軽減される（①＋②）。

①労働災害の減少による保険給付費用の減少見込分として５１２億円

②将来の年金給付原資たる積立金が責任準備金を上回る分を３年間(次回改定までの間)に分けて保険料の割引に用いる分として７９９億円

労災保険率を構成する要素

労災保険率の構成要素（全業種平均）		改定案（1/1,000）	現行（1/1,000）
業務災害分	短期給付分 療養補償給付 休業補償給付	2.22	2.23
	長期給付分 年金給付 （将来給付分は積立金として保有）	1.18	1.24
非業務災害分		0.6	0.6
社会復帰促進等事業、事務の執行に要する費用		0.9	0.9
年金積立調整費用		▲0.4	▲0.4
合　　計		４．５	４．７

※それぞれ端数処理前のものを平均しているため、その合計値と端数処理後の設定料率を平均した料率（合計）は一致しないことがある。

労災保険率の改定案(業種別)

(単位:1/1,000)

業種	料率改定案	現行料率	変化
林業	60	60	
海面漁業	18	19	↘
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↘
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↘
採石業	49	52	↘
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↘
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↘
建築事業	9.5	11	↘
既設建築物設備工事業	12	15	↘
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↘
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↘
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↘
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↗
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	19	↘
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	7	↘
非鉄金属精錬業	7	6.5	↗
金属材料品製造業	5.5	5.5	
鋳物業	16	18	↘
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5.5	↘
電気機械器具製造業	2.5	3	↘
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
交通運輸事業	4	4.5	↘
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	↘
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↗
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↘
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↘
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

平成30年度労災保険率改定詳細表

（単位：1/1,000）

	賃金総額	業務災害												業務災害所要料率	年金積立調整費用	非業務災害分	社復事業等費用	算定料率（激変緩和措置前）	（参考）業務災害発生度合平成23-25年度実績	（参考）業務災害発生度合平成26-28年度実績	激変緩和措置		設定料率	引き上げ引き下げ	現行料率
		短期給付						長期給付																	
		3年以下	所要料率	3年超負担	所要料率	所要額	所要料率	7年以下	所要料率	7年超負担	所要料率	所要額	所要料率								調整額	所要料率			
	（百万円）	（百万円）		（百万円）		（百万円）	①	（百万円）		（百万円）		（百万円）	②	①＋②	＊	＊	＊	①＋②＋＊			（百万円）	③	①＋②＋③＋＊		
林業	83,662	3,923	46.9	35	0.4	3,958	47.3	3,240	38.7	12	0.1	3,253	38.9	86.2	−0.4	0.6	0.9	87.2	158.2	142.8	−2,279	−27.2	60.0	0.0	60.0
海面漁業	60,431	404	6.7	25	0.4	430	7.1	569	9.4	9	0.1	578	9.6	16.7	−0.4	0.6	0.9	17.7	15.8	12.8	5	0.1	18.0	−1.0	19.0
定置網漁業又は海面魚類養殖業	23,717	608	25.6	10	0.4	618	26.1	271	11.4	3	0.1	274	11.6	37.6	−0.4	0.6	0.9	38.7	47.6	41.4	−16	−0.7	38.0	0.0	38.0
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	4,352	955	219.4	2	0.4	956	219.8	2,426	557.6	1	0.1	2,427	557.7	777.5	−0.4	0.6	0.9	778.6	3937.6	3811.9	−3,005	−690.6	88.0	0.0	88.0
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	12,043	66	5.5	5	0.4	71	5.9	102	8.5	2	0.1	104	8.6	14.5	−0.4	0.6	0.9	15.6	82.1	42.8	1	0.1	16.0	−4.0	20.0
原油又は天然ガス鉱業	6,955	6	0.8	3	0.4	8	1.2	0	0.0	1	0.1	1	0.2	1.4	−0.4	0.6	0.9	2.4	1.1	0.8	1	0.1	2.5	−0.5	3.0
採石業	31,899	548	17.2	13	0.4	561	17.6	969	30.4	5	0.1	974	30.5	48.1	−0.4	0.6	0.9	49.2	150.1	109.5	3	0.1	49.0	−3.0	52.0
その他の鉱業	25,788	270	10.5	11	0.4	281	10.9	456	17.7	4	0.1	460	17.8	28.7	−0.4	0.6	0.9	29.8	44.7	39.5	−97	−3.8	26.0	0.0	26.0
水力発電施設、ずい道等新設事業	104,925	4,052	38.6	44	0.4	4,096	39.0	2,319	22.1	15	0.1	2,335	22.2	61.3	−0.4	0.6	0.9	62.3	437.0	244.5	9	0.1	62.0	−17.0	79.0
道路新設事業	175,048	814	4.7	73	0.4	887	5.1	756	4.3	26	0.1	782	4.5	9.5	−0.4	0.6	0.9	10.6	29.9	17.6	14	0.1	11.0	0.0	11.0
舗装工事業	167,489	696	4.2	70	0.4	767	4.6	569	3.4	25	0.1	593	3.5	8.1	−0.4	0.6	0.9	9.2	10.1	9.4	−30	−0.2	9.0	0.0	9.0
鉄道又は軌道新設事業	28,594	144	5.0	12	0.4	156	5.4	67	2.3	4	0.1	71	2.5	7.9	−0.4	0.6	0.9	9.0	27.3	18.5	2	0.1	9.0	−0.5	9.5
建築事業	11,234,178	50,316	4.5	4,705	0.4	55,021	4.9	39,580	3.5	1,648	0.1	41,228	3.7	8.6	−0.4	0.6	0.9	9.6	12.2	10.0	916	0.1	9.5	−1.5	11.0
既設建築物設備工事業	989,551	4,932	5.0	414	0.4	5,347	5.4	5,318	5.4	145	0.1	5,464	5.5	10.9	−0.4	0.6	0.9	12.0	15.6	12.9	81	0.1	12.0	−3.0	15.0
機械装置の組立て又は据付けの事業	714,947	1,796	2.5	299	0.4	2,096	2.9	1,553	2.2	105	0.1	1,658	2.3	5.3	−0.4	0.6	0.9	6.3	6.2	5.1	58	0.1	6.5	0.0	6.5
その他の建設事業	1,834,494	13,727	7.5	768	0.4	14,495	7.9	11,231	6.1	269	0.1	11,500	6.3	14.2	−0.4	0.6	0.9	15.2	24.3	19.6	150	0.1	15.0	−2.0	17.0
食料品製造業	3,328,207	10,160	3.1	1,394	0.4	11,553	3.5	3,615	1.1	488	0.1	4,103	1.2	4.7	−0.4	0.6	0.9	5.8	4.6	4.3	271	0.1	6.0	0.0	6.0
繊維工業又は繊維製品製造業	1,010,235	1,454	1.4	423	0.4	1,877	1.9	1,097	1.1	148	0.1	1,245	1.2	3.1	−0.4	0.6	0.9	4.2	2.9	2.8	82	0.1	4.0	−0.5	4.5
木材又は木製品製造業	451,054	3,849	8.5	189	0.4	4,037	9.0	2,239	5.0	66	0.1	2,305	5.1	14.1	−0.4	0.6	0.9	15.1	17.6	15.1	−506	−1.1	14.0	0.0	14.0
パルプ又は紙製造業	197,356	505	2.6	83	0.4	587	3.0	447	2.3	29	0.1	476	2.4	5.4	−0.4	0.6	0.9	6.4	5.9	5.0	16	0.1	6.5	−0.5	7.0
印刷又は製本業	896,149	1,218	1.4	375	0.4	1,593	1.8	629	0.7	131	0.1	760	0.8	2.6	−0.4	0.6	0.9	3.7	2.4	2.4	−167	−0.2	3.5	0.0	3.5
化学工業	2,281,675	3,199	1.4	956	0.4	4,155	1.8	2,875	1.3	335	0.1	3,210	1.4	3.2	−0.4	0.6	0.9	4.3	3.3	3.0	186	0.1	4.5	0.0	4.5
ガラス又はセメント製造業	199,301	434	2.2	83	0.4	517	2.6	473	2.4	29	0.1	502	2.5	5.1	−0.4	0.6	0.9	6.2	5.4	7.0	−35	−0.2	6.0	0.5	5.5
コンクリート製造業	273,821	1,945	7.1	115	0.4	2,060	7.5	1,199	4.4	40	0.1	1,239	4.5	12.0	−0.4	0.6	0.9	13.1	15.8	12.7	22	0.1	13.0	0.0	13.0
陶磁器製品製造業	50,236	193	3.8	21	0.4	214	4.3	645	12.8	7	0.1	652	13.0	17.2	−0.4	0.6	0.9	18.3	33.5	23.7	4	0.1	18.0	−1.0	19.0
その他の窯業又は土石製品製造業	143,242	1,591	11.1	60	0.4	1,651	11.5	3,068	21.4	21	0.1	3,089	21.6	33.1	−0.4	0.6	0.9	34.2	75.7	66.4	−1,168	−8.2	26.0	0.0	26.0
金属精錬業	710,104	1,348	1.9	297	0.4	1,645	2.3	1,995	2.8	104	0.1	2,099	3.0	5.3	−0.4	0.6	0.9	6.3	6.5	5.3	58	0.1	6.5	−0.5	7.0
非鉄金属精錬業	170,376	597	3.5	71	0.4	668	3.9	323	1.9	25	0.1	348	2.0	6.0	−0.4	0.6	0.9	7.0	7.3	7.5	−4	0.0	7.0	0.5	6.5
金属材料品製造業	277,663	708	2.6	116	0.4	825	3.0	386	1.4	41	0.1	426	1.5	4.5	−0.4	0.6	0.9	5.6	4.6	4.8	23	0.1	5.5	0.0	5.5
鋳物業	145,934	1,024	7.0	61	0.4	1,085	7.4	1,047	7.2	21	0.1	1,068	7.3	14.8	−0.4	0.6	0.9	15.8	22.9	17.0	12	0.1	16.0	−2.0	18.0
金属製品製造業又は金属加工業	1,933,482	10,821	5.6	810	0.4	11,631	6.0	5,516	2.9	284	0.1	5,799	3.0	9.0	−0.4	0.6	0.9	10.1	10.6	9.6	158	0.1	10.0	0.0	10.0
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	59,042	173	2.9	25	0.4	198	3.4	101	1.7	9	0.1	110	1.9	5.2	−0.4	0.6	0.9	6.3	5.6	5.5	5	0.1	6.5	0.0	6.5
めっき業	126,840	424	3.3	53	0.4	477	3.8	235	1.9	19	0.1	254	2.0	5.8	−0.4	0.6	0.9	6.8	5.5	5.6	10	0.1	7.0	0.0	7.0
機械器具製造業	3,192,837	6,559	2.1	1,337	0.4	7,897	2.5	4,558	1.4	468	0.1	5,027	1.6	4.0	−0.4	0.6	0.9	5.1	4.6	4.0	260	0.1	5.0	−0.5	5.5
電気機械器具製造業	5,115,166	3,078	0.6	2,142	0.4	5,220	1.0	1,631	0.3	750	0.1	2,382	0.5	1.5	−0.4	0.6	0.9	2.5	1.1	1.0	417	0.1	2.5	−0.5	3.0
輸送用機械器具製造業	5,159,520	7,146	1.4	2,161	0.4	9,307	1.8	4,009	0.8	757	0.1	4,765	0.9	2.7	−0.4	0.6	0.9	3.8	2.8	2.5	421	0.1	4.0	0.0	4.0
船舶製造又は修理業	230,660	3,508	15.2	97	0.4	3,604	15.6	4,318	18.7	34	0.1	4,352	18.9	34.5	−0.4	0.6	0.9	35.6	43.1	42.2	−2,896	−12.6	23.0	0.0	23.0
計量器、光学機械、時計等製造業	887,771	474	0.5	372	0.4	845	1.0	174	0.2	130	0.1	304	0.3	1.3	−0.4	0.6	0.9	2.4	0.8	0.8	72	0.1	2.5	0.0	2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	96,123	134	1.4	40	0.4	175	1.8	32	0.3	14	0.1	46	0.5	2.3	−0.4	0.6	0.9	3.4	1.7	2.2	8	0.1	3.5	0.0	3.5
その他の製造業	1,915,466	6,005	3.1	802	0.4	6,807	3.6	2,936	1.5	281	0.1	3,217	1.7	5.2	−0.4	0.6	0.9	6.3	5.5	5.1	156	0.1	6.5	0.0	6.5
交通運輸事業	2,764,353	4,455	1.6	1,158	0.4	5,613	2.0	2,223	0.8	405	0.1	2,629	1.0	3.0	−0.4	0.6	0.9	4.0	2.9	2.7	225	0.1	4.0	−0.5	4.5
貨物取扱事業	6,773,748	33,000	4.9	2,837	0.4	35,837	5.3	16,180	2.4	994	0.1	17,174	2.5	7.8	−0.4	0.6	0.9	8.9	8.3	7.9	552	0.1	9.0	0.0	9.0
港湾貨物取扱事業	85,384	308	3.6	36	0.4	344	4.0	336	3.9	13	0.1	349	4.1	8.1	−0.4	0.6	0.9	9.2	10.1	11.1	−15	−0.2	9.0	0.0	9.0
港湾荷役業	105,717	894	8.5	44	0.4	938	8.9	544	5.1	16	0.1	559	5.3	14.2	−0.4	0.6	0.9	15.2	17.1	16.9	−235	−2.2	13.0	0.0	13.0
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	699,077	444	0.6	293	0.4	736	1.1	374	0.5	103	0.1	476	0.7	1.7	−0.4	0.6	0.9	2.8	1.3	1.8	57	0.1	3.0	0.0	3.0
船舶所有者の事業	262,011	3,865	14.8	117	0.4	3,983	15.2	2,506	9.6	38	0.1	2,545	9.7	24.9	20.3	0.6	0.9	46.7	18.1	18.4	21	0.1	47.0	−2.0	49.0
農業又は海面漁業以外の漁業	636,833	7,039	11.1	267	0.4	7,306	11.5	4,025	6.3	93	0.1	4,118	6.5	17.9	−0.4	0.6	0.9	19.0	18.7	17.9	−3,820	−6.0	13.0	0.0	13.0
清掃、火葬又はと畜の事業	777,008	5,763	7.4	325	0.4	6,089	7.8	3,177	4.1	114	0.1	3,291	4.2	12.1	−0.4	0.6	0.9	13.1	11.5	12.2	−102	−0.1	13.0	1.0	12.0
ビルメンテナンス業	1,929,572	5,427	2.8	808	0.4	6,235	3.2	1,694	0.9	283	0.1	1,977	1.0	4.3	−0.4	0.6	0.9	5.3	3.9	3.9	157	0.1	5.5	0.0	5.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,860,782	5,516	3.0	779	0.4	6,295	3.4	3,266	1.8	273	0.1	3,539	1.9	5.3	−0.4	0.6	0.9	6.3	5.2	4.8	152	0.1	6.5	−0.5	7.0
通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,964,732	794	0.4	823	0.4	1,617	0.8	466	0.2	288	0.1	754	0.4	1.2	−0.4	0.6	0.9	2.3	0.5	0.4	160	0.1	2.5	0.0	2.5
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	37,906,992	41,789	1.1	15,874	0.4	57,664	1.5	15,189	0.4	5,560	0.1	20,749	0.5	2.1	−0.4	0.6	0.9	3.1	1.6	1.5	3,092	0.1	3.0	−0.5	3.5
金融業、保険業又は不動産業	8,866,273	5,111	0.6	3,713	0.4	8,824	1.0	1,766	0.2	1,300	0.1	3,066	0.3	1.3	−0.4	0.6	0.9	2.4	0.7	0.6	723	0.1	2.5	0.0	2.5
その他の各種事業	71,293,578	59,791	0.8	29,856	0.4	89,646	1.3	21,763	0.3	10,457	0.1	32,220	0.5	1.7	−0.4	0.6	0.9	2.8	1.0	0.9	5,814	0.1	3.0	0.0	3.0
全業種	180,276,390	323,999	1.8	75,503	0.4	399,501	2.2	186,485	1.0	26,443	0.1	212,928	1.2	3.4	−0.4	0.6	0.9	4.5	3.8	3.3	0	0.0	4.5		4.7

激変緩和措置について

平成 30 年度労災保険率の改定に当たっては、次のとおりの激変緩和措置を講じる。

1　労災保険率の引上幅の上限は、1/1,000 とする。

2　労災保険率の算定結果（激変緩和措置前）が、現行の労災保険率より高い場合であっても、業務災害の発生度合い（※）が下がっている場合は据え置きとする。

※　賃金総額に占める給付の割合。

平成 30 年度労災保険率改定で、激変緩和措置を講じるのは９業種（2による労災保険率の据置き）。

※　激変緩和措置を講じる業種以外の業種は、激変緩和措置分 0.1/1,000 を一律に負担する（24 年度改定：0.1/1,000、27 年度改定：0.1/1,000）。

「農業又は海面漁業以外の漁業」　13/1,000

「定置網漁業又は海面魚類養殖業」　38/1,000

「林業」　60/1,000　　「木材又は木製品製造業」　14/1,000

「金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業」　88/1,000

「その他の鉱業」　26/1,000

「その他の窯業又は土石製品製造業」　26/1,000

「船舶製造又は修理業」　23/1,000　　「港湾荷役業」　13/1,000

予定利率の設定について

１．積立金の運用状況

近年、運用利回りは１．５%前後で推移

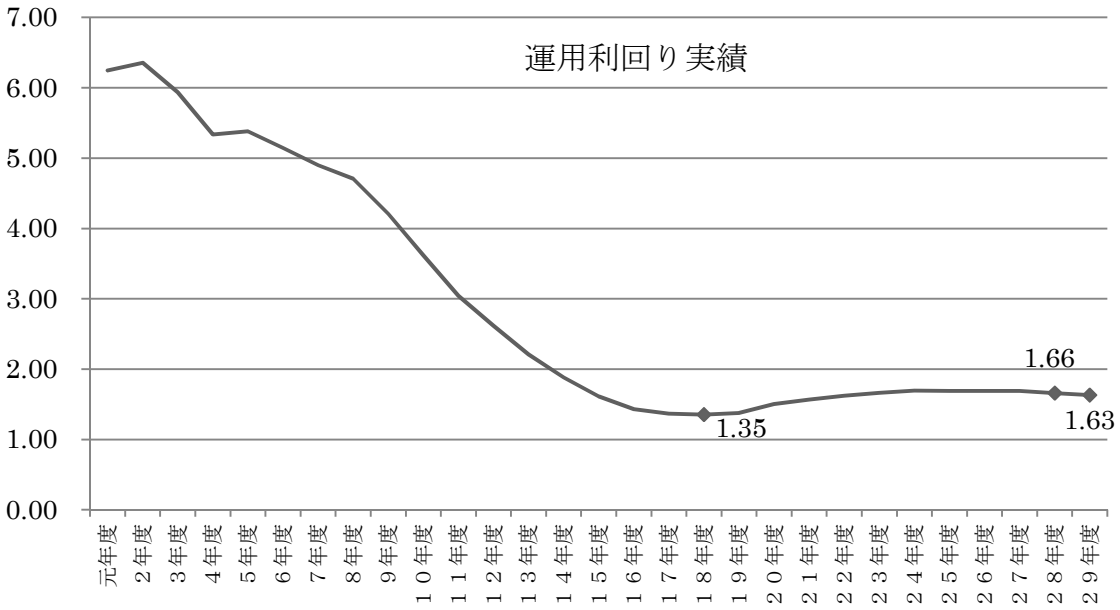

※ 労災保険の積立金は、財政融資資金に預託することが義務付けられており、運用益はすべて預託による利子収入による。

２．予定利率の見直し

今後の預託金利について、現下の預託金利水準が維持されるものとし、
平成３０年度以降６年間の利子収入を計算すると、

年平均で　**１．４３%**　の運用利回りとなる。

予　定　利　率　を　１．　５　%　で　設　定

（2）特別加入保険料率の改定案

一人親方等の保険料率（第二種特別加入保険料率）　　（単位：1/1,000）

		料率改定案	現行料率	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13	↘
特2	建設業の一人親方	18	19	↘
特3	漁船による自営業者	45	46	↘
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	7	
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49	↘
特8	指定農業機械従事者	3	3	
特9	職場適応訓練受講者	3	3	
特10	金属等の加工、洋食器加工作業	15	16	↘
特11	履物等の加工の作業	6	7	↘
特12	陶磁器製造の作業	17	17	
特13	動力機械による作業	3	4	↘
特14	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特16	特定農作業従事者	9	9	
特17	労働組合等常勤役員	3	4	↘
特18	介護作業従事者	5	6	↘

海外労働者（第三種特別加入保険料率）

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	

第二種・第三種特別加入保険料率改定詳細表　　（単位：1/1,000）

	保険料算定基礎額の合計	保険給付等				年金積立調整分	通勤災害分	社会復帰促進等費用	所要料率	（参考）27年度所要料率	設定料率	現行料率
		短期給付		長期給付								
		所要額	率	所要額	率							
	（円）	（円）	①	（円）	②	＊	＊	＊	①+②+＊	①+②+＊		
（第二種特別加入）												
特1 個人タクシー、個人貨物運送業者	42,775,054,943	319,906,051	7.5	140,142,188	3.3	−0.4	−	0.9	11.3	12.7	12	13
特2 建設業の一人親方	859,045,136,965	11,107,895,850	12.9	3,347,820,046	3.9	−0.4	0.6	0.9	17.9	19.1	18	19
特3 漁船による自営業者	2,955,693,043	86,519,096	29.3	34,748,145	11.8	−0.4	−	0.9	41.5	45.9	45	46
特4 林業の一人親方	3,403,898,622	687,771,401	202.1	13,657,190	4.0	−0.4	0.6	0.9	207.2	292.8	52	52
特5 医薬品の配置販売業者	583,334,286	1,544,685	2.6	2,902,517	5.0	−0.4	0.6	0.9	8.7	9.9	7	7
特6 再生資源取扱業者	1,979,561,286	43,062,774	21.8	8,044,949	4.1	−0.4	0.6	0.9	26.9	28.0	14	14
特7 船員法第一条に規定する船員が行う事業	343,629,678	5,348,566	15.6	374,341	1.1	20.3	0.6	0.9	38.5	44.6	48	49
特8 指定農業機械従事者	135,309,266,111	217,488,748	1.6	171,114,794	1.3	−0.4	−	0.9	3.4	3.1	3	3
特9 職場適応訓練受講者	1,950,734,500	985,995	0.5	2,112,060	1.1	−0.4	0.6	0.9	2.7	1.2	3	3
特10 金属等の加工、洋食器加工作業	1,406,100,358	1,639,463	1.2	4,122,707	2.9	−0.4	−	0.9	4.6	21.6	15	16
特11 履物等の加工の作業	132,887,756	292,118	2.2	0	0.0	−0.4	−	0.9	2.7	3.1	6	7
特12 陶磁器製造の作業	0	0	0.0	0	0.0	−0.4	−	0.9	−	155.0	17	17
特13 動力機械による作業	150,290,278	378,580	2.5	0	0.0	−0.4	−	0.9	3.0	8.0	3	4
特14 仏壇、食器の加工の作業	0	0	0.0	0	0.0	−0.4	−	0.9	−	−	18	18
特15 事業主団体等委託訓練従事者	4,840,601,444	3,823,266	0.8	4,896,353	1.0	−0.4	0.6	0.9	2.9	2.2	3	3
特16 特定農作業従事者	140,581,920,370	1,238,677,851	8.8	515,362,047	3.7	−0.4	−	0.9	13.0	13.1	9	9
特17 労働組合等常勤役員	146,751,967	170,122	1.2	148,669	1.0	−0.4	0.6	0.9	3.3	1.1	3	4
特18 介護作業従事者	5,089,494,500	10,653,279	2.1	7,246,602	1.4	−0.4	0.6	0.9	4.6	5.2	5	6
（第三種特別加入）												
海外で行われる事業に派遣される労働者等	532,597,926,194	414,770,676	0.8	527,294,342	1.0	−0.4	0.6	0.9	2.9	2.5	3	3
特別加入合計	1,733,292,282,301	14,140,928,521	8.2	4,779,986,949	2.8	−0.4		0.9				

（３）労務費率の改定案

		改定案	現行	変化
水力発電施設、ずい道等新設事業		19%	19%	
道路新設事業		19%	20%	↘
舗装工事業		17%	18%	↘
鉄道又は軌道新設事業		24%	25%	↘
建築事業		23%	23%	
既設建築物設備工事業		23%	23%	
機械装置の組立て又は据付けの事業	組立て又は取付け	38%	40%	↘
	その他のもの	21%	22%	↘
その他の建設事業		24%	24%	

平成29年労務費率調査結果

（単位：%）

区　　分	〔31〕水力発電施設、ずい道等新設事業	〔32〕道路新設事業	〔33〕舗装工事業	〔34〕鉄道又は軌道新設事業	〔35〕建築事業	〔38〕既設建築物設備工事業	〔36〕機械装置の組立て又は据付けの事業		〔37〕その他の建設事業
							組立て又は取付け	その他のもの	
（労務費率の事業場）	67.43	87.76	94.42	90.02	94.45	93.51	93.57	90.91	88.80
第１・四分位数	16.10	14.21	11.98	18.38	17.28	15.29	23.35	11.11	17.33
中　　位　　数	**18.83**	**19.33**	**17.12**	**24.15**	**22.96**	**22.88**	**38.04**	**20.47**	**23.96**
第３・四分位数	21.16	24.99	22.08	27.91	32.90	35.39	54.63	25.34	32.90
加　重　平　均	19.09	20.46	15.60	22.95	19.53	26.22	40.44	15.34	23.78
単　純　平　均	18.79	21.06	19.22	27.15	27.85	28.49	42.81	20.24	27.24
（実支払賃金の事業場）	32.57	12.24	5.58	9.98	5.55	6.49	6.43	9.09	11.20
第１・四分位数	12.66	14.20	14.70	25.32	14.46	12.96	20.56	13.77	15.31
中　　位　　数	**14.85**	**20.48**	**18.00**	**27.79**	**23.00**	**24.97**	**40.61**	**21.01**	**23.77**
第３・四分位数	17.24	29.58	28.05	30.29	37.93	43.56	72.37	35.48	37.01
加　重　平　均	11.99	17.61	22.44	17.84	22.54	26.84	32.99	30.87	13.87
単　純　平　均	13.76	24.28	22.44	25.95	32.84	34.22	48.43	23.96	29.65
（合計）	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
第１・四分位数	14.19	14.21	12.12	18.38	17.10	15.25	23.25	11.61	17.14
中　　位　　数	**17.70**	**19.35**	**17.12**	**24.15**	**22.98**	**22.96**	**38.25**	**20.47**	**23.89**
第３・四分位数	20.67	25.00	22.30	28.13	33.43	36.35	55.24	26.89	33.22
加　重　平　均	15.72	20.21	15.76	21.79	19.59	26.25	40.26	15.61	22.20
単　純　平　均	17.15	21.45	19.40	27.03	28.13	28.86	43.18	20.58	27.51

＊調査期間：平成29年5月15日～6月9日
＊調査事業場数　9，834　／　有効回答　6，147　　回収率　62．5%

労災保険率等に係る関係法令

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）

（保険料）

第30条　労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、**徴収法の定めるところによる。**

↓

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（労働保険料）

第10条　政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

２　前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一　一般保険料

二　第一種特別加入保険料

三　第二種特別加入保険料

三の二　第三種特別加入保険料

四　印紙保険料

↓

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料の額）

第11条　一般保険料の額は、賃金総額に第12条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

２　前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

３　前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

↓

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

（一般保険料に係る保険料率）

第12条　一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

一　労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率とを加えた率

二　労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率

三　雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

２　労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び社会復帰促進等事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならないものとし、**政令で定めるところにより**、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去３年間の業務災害（労災保険法第７条第１項第１号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第２号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第３号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第13条において同じ。）に要した費用の額、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して**厚生労働大臣が定める。**

↓

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和47年政令第46号）

（労災保険率）

第２条　法第12条第２項の労災保険率は、**厚生労働省令で定める事業の種類ごと**に、過去３年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第１項第１号の業務災害（以下この条において「業務災害」という。）及び同項第２号の通勤災害（以下この条において「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去３年間の同項第３号の二次健康診断等給付（以下この条において「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去３年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第29条第１項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。

↓

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第８号）

（労災保険率等）

第16条　船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船員を使用して行う船舶所有者（船員保険法（昭和14年法律第73号）第３条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）の事業（以下この項において「船舶所有者の事業」という。）以外の事業に係る労災保険率は別表第１のとおりとし、船舶所有者の事業に係る労災保険率は1000分の49とし、別表第１に掲げる事業及び船舶所有者の事業の種類の細目は、**厚生労働大臣が別に定めて告示する。**

「労災保険率の設定に関する基本方針」

平成17年3月25日制定

1　労災保険率は、業種別に設定すること。
2　改定は、原則として3年ごとに行うこと。
3　保険率の算定は、過去3年間の保険給付実績等に基づいて「料率に係る基本的な算定方式」により行うこと。

激変緩和措置

次の業種について、上限の設定等の一定の措置を講ずる。
①　算定の結果、労災保険率が一挙に上昇する業種
②　産業構造の変化に伴い事業場数・労働者数が激減し、収支率が著しく悪化している業種

料率に係る基本的な算定方式

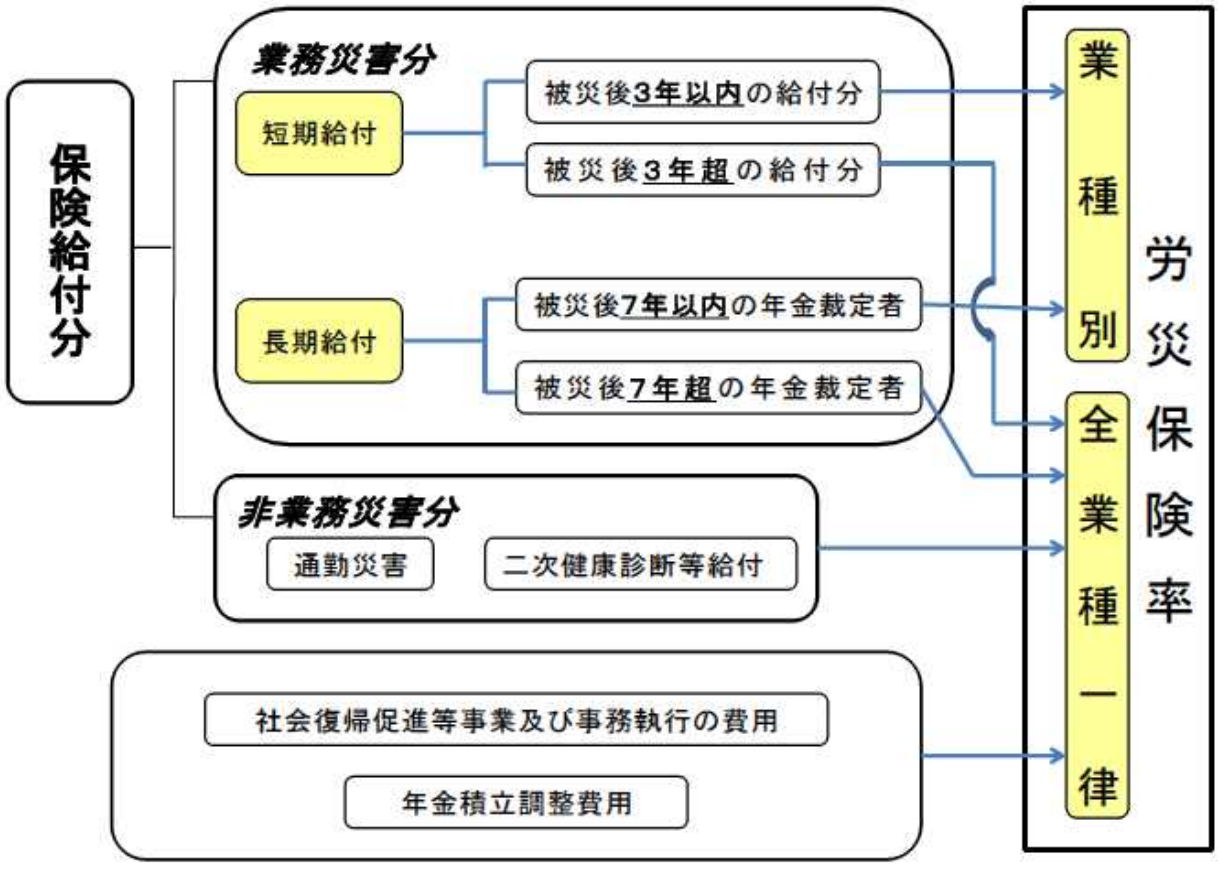

労災保険率の設定に関する基本方針

平成 17 年 3 月 25 日制定

労災保険率は、将来にわたる労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるように設定することとされ、おおむね 3 年ごとに公労使三者から構成される審議会での審議を経た上で改定を行っている。

平成 16 年 3 月 19 日に「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」が閣議決定され、その中で「事業主の労働災害防止へのインセンティブをより高めるとの観点も踏まえ、業種別の保険料率の設定について、業種ごとに異なる災害リスクも踏まえ、専門的な見地から検討し、早急に結論を得る。」とされたところであり、これを受けて、厚生労働省においては学識経験者による労災保険率の設定について総合的な検討を行った。

今般、その検討結果を踏まえ、労災保険率の設定に関する基本方針を定め、今後、この基本方針に基づき、労災保険率の設定を行うこととし、これによって、労災保険率の設定手続の透明化を図ることとする。

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

2 改定の頻度

労災保険率は、原則として 3 年ごとに改定する。

3 算定

労災保険率は、次に掲げる方式により算定する。

(1) 算定の方法

イ 算定の基礎

算定の基礎は、過去 3 年間の保険給付実績等に基づいて算定する料率設定期間における保険給付費等に要する費用の予想額とする。

ロ 業種別の料率に係る基本的な算定方式

業務災害分の料率については、短期給付分、長期給付分に分けて、各々、次の方式により算定する。

(イ) 短期給付分(療養補償給付、休業補償給付等)

短期給付分については、3 年間の収支が均衡する方式(「純賦課方式」)により算定する。

(ﾛ) 長期給付分(年金たる保険給付等)

長期給付分については、災害発生時点の事業主集団から、将来給付分も含め年金給付等に要する費用を全額徴収する方式(「充足賦課方式」)により算定する。

ハ 全業種一律賦課方式

給付等に要する費用のうち、以下に掲げる部分については、全業種一律賦課により算定する。

(ｲ) 業務災害分

a 短期給付のうち、災害発生より 3 年を経ている給付分

b 長期給付のうち、災害発生から 7 年を超えて支給開始される給付分

c 過去債務分(既裁定年金受給者に係る将来給付費用の不足額)

(ﾛ) 非業務災害分等

非業務災害分(通勤災害分及び二次健康診断等給付分)、労働福祉事業及び事務の執行に要する費用分

(2) 激変緩和措置等

算定された数値が増加した場合に、これに対応して労災保険率が一挙に引き上がる業種の労災保険率については、必要に応じて一定の激変緩和措置を講ずる。

さらに、産業構造の変化に伴って事業場数、労働者数の激減が生じたため、保険の収支状況が著しく悪化している業種の労災保険率については、必要に応じて一定の上限を設ける。

これらの具体的な措置については、料率改定時において、過去 3 年間の数理計算も踏まえて設定する。

なお、激変緩和措置等を講ずることにより財政的な影響が出る場合には、その必要な所要額については、全業種一律賦課とする。

4 労災保険率改定の手続等

労災保険率は、労災保険率の改定に係る基礎資料を公開するとともに、これに基づく審議会での検討を経て決定する。

労災保険財政懇談会の概要（論点と主な意見）

１．行政改革推進会議の指摘（責任準備金の算定方法）について

○　賃金上昇率や運用利回りをどのように設定すべきかを今回の懇談会だけで提案することは困難。アイディアはいくつかあると思う。経済モデルを用いて検証することも考慮すべき。

○　賃金上昇率や運用利回りの設定が適切かどうかは、公的年金他の制度における設定状況や、労災保険制度の特性を踏まえた評価が必要。
　その際、賃金上昇率と運用利回りの幅を大きく変動させないようにすること、安全を見込んだ制度運営を確保して保険リスクに備えることなどを考慮して、議論を深めていくことが必要。

２．労災保険の財政方式のあり方について

○　財政方式について、現在の財政方式は費用負担者にとってわかりやすく、制度の目的にかなったものといえる。
　また、責任準備金の充足率は１００％程度を維持することで、制度の信頼性を保つとともに、責任準備金と積立金の関係が制度に与えている影響を明らかにすべき。

３．労災保険財政懇談会のあり方について

○　労災保険財政について、一度限りの懇談会では課題の解決や問題点の洗い出しは困難。懇談会を定期的に開催することで、様々な課題や制度の改善に向けた提案を議論できると考えられる。

○　責任準備金の算定方法と財政方式のあり方との関係を整理し、今後、財政方式のあり方も含めて、引き続き懇談会を開催することが必要。

以上

労災保険財政懇談会開催要綱

１．趣旨・目的

労災保険制度は、昭和２２年に創設され、現在では、適用事業場数は約２８０万事業場、適用労働者数は約５千６百万人となっており、短期給付として新規に年間約６２万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約２２万人に労災年金を給付している。財政状況は、保険料収入、保険給付等ともに約８千７百億円となっており、また、年金受給者の将来給付原資として積立金を約７兆９千億円保有し、責任準備金を算定し、積立金の評価を行っている。

近年、金利が低水準で推移しつつも、年金受給者は減少傾向で推移する中、制度全体の収支決算で剰余が生じ、積立金が積み増されている。

こうした状況において、平成２８年１１月の行政改革推進会議において、「責任準備金の算定にあたっては、経済情勢等の動向を踏まえ、賃金上昇率、予定運用利回りの設定方法などについて不断に検討を行う必要がある」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政を取り巻く経済情勢等の動向を踏まえつつ、賃金上昇率や予定運用利回りの設定を含め、責任準備金の算定方法を検証するため、社会保障、保険数理等の外部有識者から専門的知見に基づく意見を聴取し、検討に資することとするものである。

２．主な論点

（１）責任準備金の算定方法
- 賃金上昇率設定の設定
- 予定運用利回りの設定
- 年金給付単価の設定
- 将来の残存状況の設定

（２）その他
- 労災保険の財政方式のあり方 等

３．懇談会の運営

（１）本懇談会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、賃金担当）が趣旨・目的に適した外部有識者の参集を求めて実施する。

（２）本懇談会の内容は、その議事概要を労災保険部会に報告する。

４．外部有識者

- 岡村国和 獨協大学経済学部教授
- 小野正昭 みずほ信託銀行年金研究所主席研究員
- 加藤久和 明治大学政治経済学部教授
- 島村暁代 信州大学経法学部准教授

以上

「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」（抄）
（平成 28 年 11 月 28 日行政改革推進会議）

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、労災保険事業の経理を明確化するために設置された労災保険特別会計と失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計が、昭和 47 年に統合され設置されたものである。本特別会計では、労災保険給付など労災保険事業を行う労災勘定、失業等給付など雇用保険事業を行う雇用勘定及びこれらの財源となる労働保険料の徴収を行う徴収勘定の３勘定を管理している。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）に定める使用者の災害補償責任を担保する労災保険事業を実施し、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っているものである。

本勘定については、保険給付及び社会復帰促進等事業が事業主から労災保険事業のための費用として徴収している保険料をもって運営されていることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計及び他勘定とは区分して経理する必要がある。

本勘定で積み立てている積立金は、労災年金の支払原資であることから責任準備金相当額を積み立てている。責任準備金の算定に当たっては、経済情勢等の動向を踏まえ、賃金上昇率、予定運用利回りの設定方法などについて不断に検討を行う必要がある。

社会復帰促進等事業については、更なる予算の効率化を図るため、事業実績の評価を確実に反映できるよう、引き続き、適正な事業運営に努める必要がある。

（以下略）